

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害等リスク

(洪水：ハザードマップ)

- ・当市のハザードマップによると、市内の那珂川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。また、令和元年の東日本台風において大雨、洪水等、広い範囲に多大な被害を及ぼしており、枝川地区や那珂湊地区の市街地地域においては、浸水が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

- ・当市のハザードマップによると、那珂台地との境界線に当たる海岸線及び那珂川周辺地区一部は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、住居・事業者はほとんど立地していない。

(地震：J-SHIS)

- ・地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で80%以上の確率で発生すると言われている。当市においては、首都圏直下地震の緊急対策区域や、南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の防災対策推進区域に指定されており、地震による建物倒壊やライフラインの停止などが予想される。

(津波)

- ・太平洋に面した当市は、東日本大震災では最大4mの津波を観測し、海岸線および那珂川流域に浸水被害をもたらした。延歴のころより過去幾度となく津波被害にあってきた歴史があり、今後も三陸沖から房総沖を震源とする地震の発生が予見されるほか、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の津波避難対策特別強化地域に指定されている。最大5m以上10m以内の津波が発生するといわれており、浸水被害が発生すると予想される。

(感染症)

- ・新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(原子力災害)

- ・当市は隣接する東海村に実用発電用原子炉施設があり、長砂地区が5km以内のPAZ（予防的防護措置を準備する区域）に、長砂地区を除く市内全域がUPZ（緊急防護措置を準備する区域）に該当している。発災時には避難や屋内退避が必要となる。

(その他)

- ・インバウンドを含む観光需要の落ち込み、宿泊のキャンセル、イベントや会合の休止、外出自粛の動き等により売上が急減する。

(2) 域内の商工業者の状況

- ・商工業者等数 5,066 人
- ・小規模事業者数 3,193 人
(うち事業継続力強化に取り組んでいる小規模事業者は68人)

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	卸・小売業	1,308	663(9) 市内に広く分散している
	宿泊・飲食サービス業	702	542(1) 沿岸部や勝田駅前に多い
	生活関連サービス業	595	445(1) 市内に広く分散している
	建設業	521	488(12) 市内に広く分散している
	製造業	370	260(23) 主に工業団地に集積している
	運輸業	143	97(0) 主に郊外に分散している
	不動産業	247	202(3) 勝田駅前に多い
	その他	1,180	496(19) 市内に広く分散している

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・地域防災計画（風水害等・地震・津波・原子力災害）の策定
- ・市民参加による総合防災訓練実施
- ・災害時における物資の調達、災害ごみ処理等の協定・覚書の締結
- ・自主防災組織の結成促進及び育成（補助金）
- ・防災備蓄品の集中備蓄と各指定避難所への分散備蓄、及び備蓄品の管理・更新
- ・災害用井戸の設置
- ・新型コロナウイルス等感染症拡大防止にかかる指定避難所運営の見直し
- ・避難行動要支援者名簿の作成と各自治会との情報共有
- ・海拔表示板や避難所誘導看板等の設置・点検・更新
- ・防災行政無線での災害情報伝達のほか、メール、LINE、X等を利用した発信拡大
- ・洪水、土砂災害、防災ハザードマップの作成・配布
- ・原子力災害における安全協定の運用、広域避難に係る関係自治体との調整
- ・河川水害の防災減災対策協議会への参加、国・県との共同点検
- ・豪雨災害に伴う緊急治水計画の策定

2) 当所の取組

(自然災害)

- ・事業者BCP（事業継続力強化計画を含む）（以下、事業者BCPとする。）に関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催（年1回）
- ・防災備品（スコップ、発電機・懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・緊急用備品リストに基づき、災害発生時に必要な緊急用品等を備蓄するとともに、定期的に中身を点検し、緊急事態に使用できるよう維持管理に努めている。
- ・BCPの策定や見直しをする際の専門家派遣制度、防災・減災への取り組みに関する融資制度等、国や県の支援施策について、巡回・窓口相談等により周知している。（1650事業所/年）
- ・BCP策定支援実績豊富な専門家による、BCPの必要性や基礎知識に関するセミナーの開催。
- ・「災害発生時対応マニュアル」の所内自衛消防隊編成の見直しを行うとともに、火災や地震発生時の人命保護と災害拡大の防止に向けた対応が図れるよう、防災訓練を実施している。（年1回）
- ・市が実施する防災訓練への参加及び協力（年1回）
- ・災害発生時の職員の安否確認及び出勤（召集）可能人員を迅速に確認するための連絡網を導入している。
- ・日本商工会議所と連携し、災害時に備える会員向け保険制度への加入促進に取り組んでいる。

(感染症)

- ・日本商工会議所、ひたちなか市と連携した感染拡大防止に向けた情報提供を行う。
【相談窓口の開設】

- ・資金調達や補助金・助成金申請への対応などの支援や関連する施策の情報提供を行っている。臨時相談窓口として、期間を限定し夜間や休日での相談対応を行っている。

【影響調査の実施】

- ・当所会員 4,000 社を対象に、同感染症により企業活動にどんな影響を受けているのかについて実態調査を実施。

【地域飲食店応援プロジェクト】

- ・休業要請への協力や時短営業による来店客減少といった需要の急減により影響を受ける飲食店を対象に、売り上げ回復・販路の確保を目的としたテイクアウト&デリバリー応援キャンペーン、ひたちなかで食べよう応援キャンペーンを実施、PRコーナーを当所ホームページ上に掲載。
- ・クラウドファンディングサイトを掲載し参加店への支援を実施

【地域応援プロジェクト】

- ・イベント中止や来店客減少といった需要の急減により影響を受ける商工業者を対象に、売り上げ回復・販路の確保を目的とした20%のプレミアム付き商品券を総額6億円と追加として総額8億4千万円を販売、取扱店を当所ホームページ上に掲載。

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

(自然災害)

- ・事業者BCP（事業継続力強化計画を含む）（以下、事業者BCPとする。）に関する国の施策をホームページや会報で周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催（年1回）
- ・BCPの策定や見直しをする際の専門家派遣制度、防災・減災への取り組みに関する融資制度等、国や県の支援施策について、巡回・窓口相談等により周知している。（1650事業所/年）
- ・防災訓練の実施（年1回）
- ・防災備品（スコップ、発電機・懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・緊急用備品リストに基づき、災害発生時に必要な緊急用品等を備蓄するとともに、定期的に中身を点検し、緊急事態に使用できるよう維持管理に努めている。

2 本計画の策定及び実施にあたっての課題と対策

【課題】

- ① 事業継続力強化計画策定の事業者は一部に限られ、災害リスクに関しての関心が低く、防災・減災・復旧対策が不十分である。
- ② 地域の自然災害等リスクについて当会、当市関係部署との間で十分な議論ができていない。
- ③ 緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ④ 本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰りに対する助言を行える当会経営指導員等職員の不足、防災・減災等の重要性を周知する専門的な知識の不足といった課題がある。
- ⑤ 過去に作成したBCPはあるものの更新が不十分であり、実態に即していない。

【対応】

- ① 事業継続力強化計画策定の重要性をホームページ、会報等や巡回窓口相談を通じて周知し、計画策定に繋げていく。
- ② 当市生活安全課、商工振興課、当会で必要に応じて協議を行い、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。
- ③ 緊急時の取組についてマニュアルの整備を行うと同時に、訓練等を実施し緊急時の対応力を強化する。
- ④ 保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う当会経営指導員の不足については、保険会社、中小機構など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、当会職員向けに研修や勉強会等を開催し専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。
- ⑤ 定期的にBCPの見直しを図り改定していく。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
- ・市内の主要産業である製造業が多く集積する工業団地や地域経済圏の中心となる勝田駅前飲食店等の小規模事業者を面的に支援し、サプライチェーンや地域経済の機能を維持することで、市内全体の小規模事業者の事業継続力強化につなげる。
- ・支援においては、市内小規模事業者の事業継続力強化計画の策定状況が2%程度と低いことから、事業者BCPの策定支援に加え、被災時の事業継続力強化に係る取組として、損害保険の加入などリスクファイナンスの取組を促進する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ① 年30者に対して事業者BCPの策定・見直し支援を行う。
- ② 市内全体の事業継続力強化計画（BCP）の策定率を5%
- ③ 主要産業である製造業の小規模事業者においては策定率を10%
- ④ 地域経済の中心である勝田駅前飲食店の小規模事業者においては策定率を10%
- ⑤ 損害保険加入の取組を30者に対して行う。
- ⑥ 上記目標達成のため、年1回セミナー、巡回・窓口相談2000者を実施する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年4月1日 ~ 令和13年3月31日)

2 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、自治体等と連携し市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・事業者BCP（事業継続力強化計画等、その他即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定・実効の重要性を訴え、セミナー・個別相談を通じて計画策定を支援する。
- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画等）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・経済産業省HPに掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。
https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/kyojinka/risk_finance_sheet.html
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

(3) フォローアップ

- ・ひたちなか市の防災訓練への参加を促す。
- ・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、(一社)日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業を紹介する。(HP：<https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>)
- ・事業者BCPの策定後2年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練（被災からのシュミレーション含む）・計画の見直しについての指導を行う。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・広報誌などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。
- ・同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

(5) 関係団体等との連携

- 那珂市商工会、東海村商工会と共催しBCP（事業継続力強化計画等）に関する専門家を招聘し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや事業者BCP（事業継続力強化計画等）策定支援、損害保険(ビジネス総合保険等)の加入促進等について連携して実施する。
- 連携型事業継続力強化計画の策定にあたって、(独法) 中小企業基盤整備機構の地域本部の専門家派遣を活用し、策定支援を行う。
- 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

※ その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

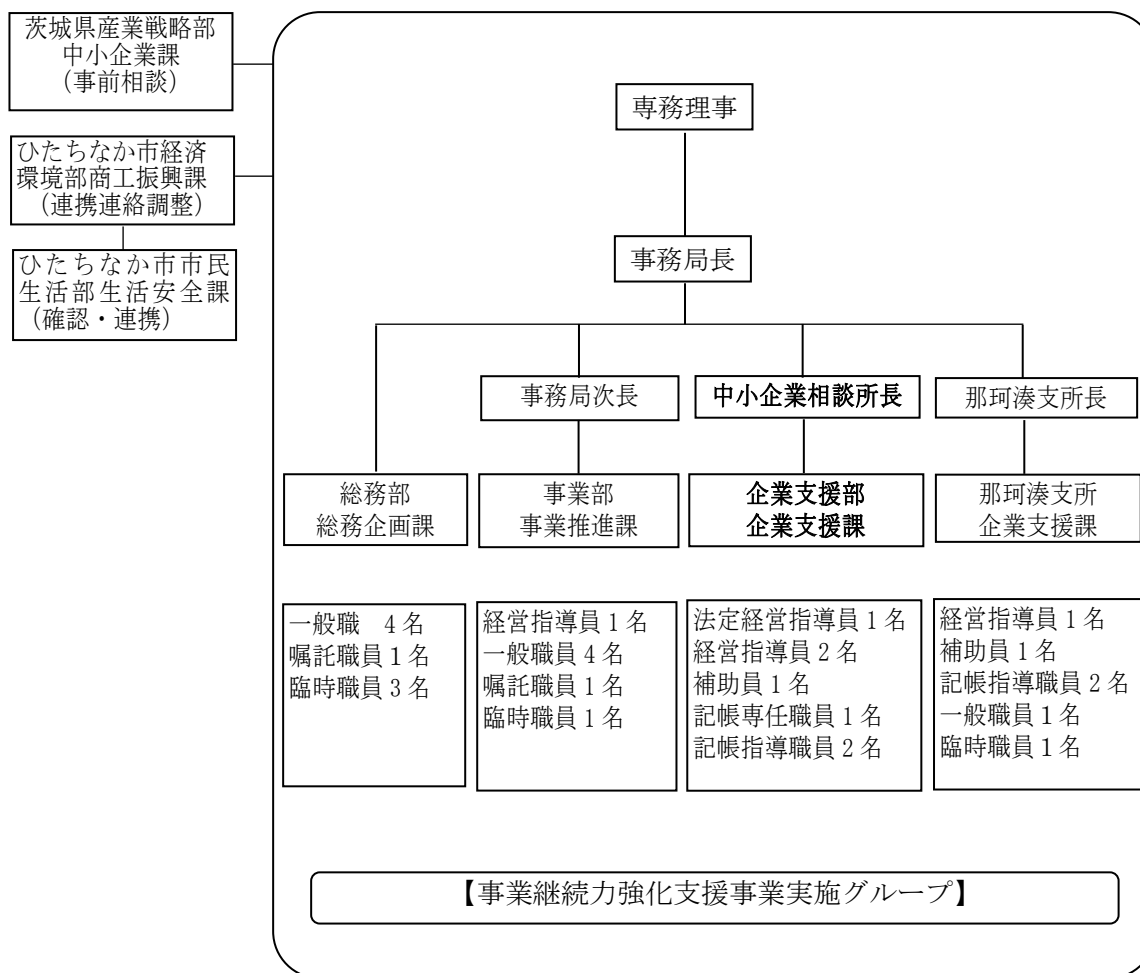
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 8 年 1 月現在)

(1) 実施体制 (ひたちなか商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制 / ひたちなか市の事業継続力強化支援事業実施に係る体制 / 商工会議所とひたちなか市の共同体制 / 経営指導員の関与体制 等)



① 都道府県及び関係市町村との連携体制

- ・当所、本市商工振興課・生活安全課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、必要に応じて都度協議を実施する。
- ・また、認定主体である茨城県と事前に相談・調整を行うことで、より地域の実情に応じた計画とする。

② 商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・市内を7地区に分け、法定経営指導員1名と経営指導員4名の体制で巡回指導を行う。経営指導員を小規模事業者ごとに選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。
- ・また、保険加入促進については、損保会社の専門家による、セミナー・個別相談の体制とする。

③ 定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・法定経営指導員1名、経営指導員4名、補助員2名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・上記で把握・検証した実施状況を当会とひたちなか市で共有し、評価するとともに、支援内容の検討を行う。

④ 経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・当所職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 萩谷直裕（連絡先は後述）

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ

③ 経営指導員 萩谷直裕は施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会議所、関係市町村連絡先

① 商工会議所

ひたちなか商工会議所 企業支援部企業支援課
〒312-8716 茨城県ひたちなか市勝田中央14番8号
TEL：029-273-1371 / FAX：029-275-2666
E-mail：info@hcci.jp

② 関係市町村

ひたちなか市役所 経済環境部商工振興課
〒312-8501 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号
TEL：029-273-0111 / FAX：029-276-3072
E-mail：shokou@city.hitachinaka.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	2,550	2,550	2,550	2,550	2,550
・ 専門家派遣費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
・ 協議会運営費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	200	200	200	200	200
・ パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染症対策費	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、ひたちなか市補助金、茨城県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
茨城県商工会議所連合会 会長 内藤 学 〒310-0801 茨城県水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館4階 那珂市商工会 会長 浅川 清司 〒311-0105 茨城県那珂市菅谷4404-7 東海村商工会 会長 佐藤 映文 〒319-1108 茨城県東海村村松北1-2-34
連携して実施する事業の内容
① 管内事業者を対象とした普及啓発セミナーの共催実施 管内小規模事業者に対する、事業活動に影響を与える自然災害等のリスクの認識に向けた周知啓発。 ② 管内事業者の事業者BCP（事業継続力強化計画等）の策定推進に向けた広報活動 事業者BCPの策定支援により、事業活動に与える影響の軽減を図る。 ③ ひたちなか市事業継続力強化支援協議会（仮称）の開催 情報交換や支援策の協議を行い、計画推進に資する活動に取り組む。
連携して事業を実施する者の役割
① 普及啓発セミナー共催にかかる周知啓発等 （連携者）茨城県商工会議所連合会、那珂市商工会、東海村商工会 （効果）より広域的な募集活動により、多数の集客が見込まれる。 ② 管内事業者の事業者BCPの策定推進 （連携者）茨城県商工会議所連合会、那珂市商工会、東海村商工会 （効果）事業者BCPの策定事業者増加につながる。 ③ ひたちなか市事業継続力強化支援協議会（仮称）への参加 （連携者）茨城県商工会議所連合会 （効果）計画推進にあたり、様々な意見を反映できる。
連携体制図等

(別表5)

発災後の対応等に係る事項

発災後の対応等に係る事項														
<p>(6) 発災後の対策</p> <p>■大規模自然災害</p> <p>自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。</p> <p>1) 応急対策の実施可否の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。 (SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。) <p>2) 応急対策の方針決定</p> <ul style="list-style-type: none"> 当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。 (豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。 大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。 (例:被害規模の目安は以下を想定) <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害規模</th> <th>被害の状況</th> <th>想定する応急対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模な被害がある</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務 </td> </tr> <tr> <td>被害がある</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 </td> </tr> <tr> <td>ほぼ被害はない</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 目立った被害の情報がない。 </td> <td>特に行わない</td> </tr> </tbody> </table> <p>※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。</p> <p>3) 被害情報の共有・報告</p> <ul style="list-style-type: none"> 当所は、被害状況を茨城県の指定する方法にて県に報告し、当市は当所が報告した内容について確認を行う。あわせて、当市が独自で把握した情報がある場合には、当所に被害情報等し、当所から県へ報告を行う。 			被害規模	被害の状況	想定する応急対応	大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務 	被害がある	<ul style="list-style-type: none"> 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 	ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> 目立った被害の情報がない。 	特に行わない
被害規模	被害の状況	想定する応急対応												
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務 												
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 												
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> 目立った被害の情報がない。 	特に行わない												

■感染症、サイバー攻撃等

感染症やサイバー攻撃等が発生した場合は、以下の手順で対応する。

1) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えるリスクについて周知する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・当所は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当所は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

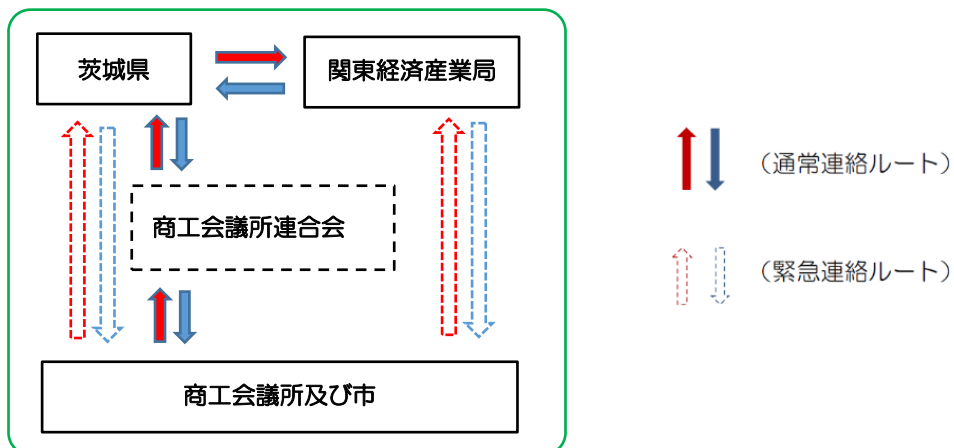
3) 被害情報の共有・報告

- ・当所は、国や茨城県からの情報に基づき、県が定める期日までに県の指定する方法にて県へ報告し、当市は当所が報告した内容について確認を行う。あわせて、当市が独自で把握した情報がある場合には、当所に被害情報等し、当所から県へ報告を行う。

(7) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当所又は当市より茨城県へ報告する。

(連絡体制)



(8) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- 相談窓口の開設方法について、ひたちなか市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や茨城県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(9) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- 茨城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県等に相談する。

※ その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。